

福島県家畜疾病経営維持資金保証料補助金交付要綱

(令和4年12月21日付け4農支第3488号福島県農林水産部長通知)

(趣旨)

第1条 県は、広範囲に影響を与える家畜伝染病の発生等により影響を受けた畜産経営体の経営の再開や維持安定に必要な資金の円滑な利用を図るため、農業者等が家畜疾病経営維持資金の貸付を受けるに当たり発生する福島県農業信用基金協会（以下、「基金協会」という。）に対する債務保証料について、基金協会に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(対象資金)

第2条 この要綱における家畜疾病経営維持資金とは、福島県家畜疾病経営維持資金利子補給金交付要綱（以下「利子補給金交付要綱」という。）第2条に定める資金とする。

(補助対象保証料)

第3条 この要綱において補助の対象となる保証料（以下、「保証料」という。）は、次のいずれも満たすものとする。

- (1) 利子補給金交付要綱第3条に定める貸付対象者が家畜疾病経営維持資金の貸付を受けるに当たり、基金協会の債務保証制度を利用する際に発生する一括前取方式での保証料
- (2) 県が4月1日から翌年3月31日までの間に利子補給承認した貸付に関する保証であって、基金協会が同期間内に債務保証を承諾したもの

(補助額及び補助先)

第4条 補助額は保証料と同額とし、貸付対象者に代わり、県が基金協会に対して交付する。

2 補助額の算定において1円未満の端数が生じた場合は、補助額は小数点以下を切り捨てた額とする。

(申請手続等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、福島県家畜疾病経営維持資金保証料補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

なお、申請書及び申請書に添付すべき書類の提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は補助金の増額が伴わない事業費の20%以内の変更とする。

(変更の承認申請)

第7条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県家畜疾病経営維持資金保証料補助事業変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならないものとする。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする場合は、福島県家畜疾病経営維持資金保証料補助金概算払請求書（様式第3号）によるものとする。

(状況の報告)

第10条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、福島県家畜疾病経営維持資金保証料補助事業実施状況報告書（様式第4号）により、10月7日までにを行うものとする。

(事業完了の報告)

第11条 基金協会は、補助事業完了後速やかに福島県家畜疾病経営維持資金保証料補助事業完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならないものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 補助金の交付の決定を受けた基金協会は、事業が完了した場合は、福島県家畜疾病経営維持資金保証料補助金交付請求書（様式第6号）を速やかに知事に提出しなければならないものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県家畜疾病経営維持資金保証料補助金実績報告書(様式第7号)によるものとし、その報告期限は、補助事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日。)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 県は、第3条第1項第1号で定める貸付対象者が最終約定期限前に融資を完済し、基金協会に支払った保証料の一部が返戻されたときは、県補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 県は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、福島県家畜疾病経営維持資金保証料補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により基金協会に通知するものとし、既に交付した補助金があるときは、福島県家畜疾病経営維持資金保証料補助金返還通知書(様式第9号)により、20日以内の期日を定めて取消しに係る補助金を返還させることができる。

(会計帳簿等の整備)

第15条 基金協会は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならないものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。